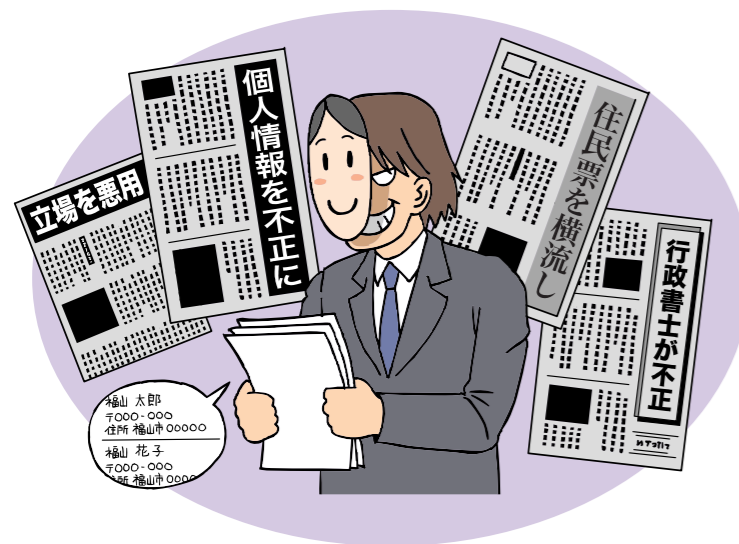


私たちのまわりではこんなことが起こっています。

2005年4月、兵庫県や大阪府の行政書士3人が職務上請求書を悪用し、戸籍謄本などを不正に取得していたことが明らかになりました。福山市においても12件が不正に取得されていることが判明し、本人告知(※1)を行いました。それにより分かった事は、12件中3件は身元調査のため、そのうちの2件は結婚に際しての身元調査の可能性が高いというものでした。

また、2007年8月には三重県の行政書士が、2011年11月には、東京都の司法書士や行政書士などが、その立場を悪用して戸籍謄本など1万件を不正に取得した事件を発端に、個人情報大量に不正取得され、高額で売買されていたことが明らかになり、全国的な問題になっています。

不正に取得された個人情報は、結婚や就職の際の身元調査や高齢者への詐欺、ストーカー行為などに悪用されていたのです。



【事件の概要】・・・

2011年11月、司法書士や元弁護士など5人が逮捕されました。この逮捕により、偽造された「職務上請求書」で大量の戸籍謄本などが全国の自治体から不正に取得されていたことがわかりました。今回の事件の逮捕者は、裁判の中で「不正に取得した戸籍謄本等は、身元調査や浮気調査に使われたものが8割から9割である」と供述しています。

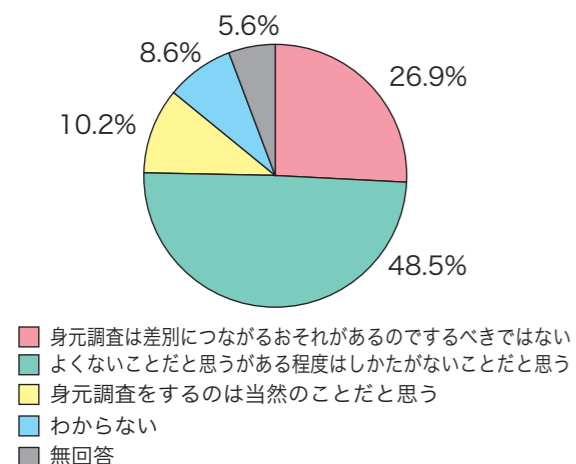
(※1) 本人告知・・・

自分の情報が不正に取られていても、本人はそのことを知るすべがありませんでした。そこで、プライバシー保護や自己情報コントロール権を保障するため、すみやかな相談・支援が必要であるという人権擁護の考えから、不正取得された事実をお知らせし、事件の概要や生活上の変化などについて聞き取りを行いました。

いまだなくならない身元調査

2010年度に福山市が実施した市民意識調査では、「結婚や就職時の身元調査」について、「当然のことだと思う」という意見が約1割、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方ないことだと思う」という意見が約5割で、あわせると約6割が身元調査を肯定する結果でした。

身元調査への考え方



「身元調査」は人権侵害行為

結婚や就職に際し、本人の知らないところで、経歴や家柄、親の職業などを調べる「身元調査」がいまだに行われています。

身元調査は、プライバシーの侵害であるとともに、同和地区出身者や在日外国人、障がい者などが不当に差別的な扱いを受けるといった人権侵害につながるものです。

本人の資質とは関係ない「生まれ」や「家庭環境」などで、将来の夢や希望を奪い取る行為は、絶対に許されません。

身元調査の背景には、「昔からみんながそうしているから」、「近所や親戚が言っているから」などと、「周りに言動を合わせているだけで悪意がない」という意識がうかがえます。そうした一人ひとりの無責任な行動や無関心さが問題の解決を遅らせている要因といえるのではないのでしょうか。

「自分は差別をしないつもり」だけでは、社会にある差別を見逃してしまい、差別のない社会をつくっていくことはできません。差別を許さない行動を「わたし」から始めましょう。



一人ひとりが主役です

私たち一人ひとりが『身元調査を「しない」「させない」「許さない」』取組をすすめていくことはもちろんですが、「自分」はどう行動するのが、差別をなくしていくために大切なことです。

戸籍法・住民基本台帳法(2008年5月施行)

2007年に法改正が行われ、原則非公開、不正請求に対する刑罰規定を強化しました。偽りや不正な手段で戸籍や住民票の写しなどの証明書の交付を受けた者は、30万円以下の罰金という罰則が設けられました。

知ろう 気づこう 始めよう

身元調査は人権侵害であり、差別につながるということを一人ひとりが認識し、『身元調査を「しない」「させない」「許さない』というルールを築いていくことが大切です。

コミュニケーションをとおして、相手のことを知っていくなかで、心からのつながりが生まれ、よりよい人間関係がつけられるのではないのでしょうか。

福山市では、1985年から各学区(町)単位で「身元調査お断りステッカー」、「三角柱」、「立看板」による啓発活動を実施しており、改めてその必要性について確認しあうことが大切です。

Q1 あなたにとって個人情報とはどのようなものだと思いますか？

Q2 あなたのプライバシーが侵害されたと感じたことはありますか？それは、どんなときですか？

Q3 個人情報を守るために、あなたはどのようなことが大切だと思いますか？